

議案第 5 3 号

瑞穂町町道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

道路構造令（昭和 4 5 年政令第 3 2 0 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町町道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町町道における道路構造の技術的基準に関する条例（平成 2 5 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第 5 項中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第 4 条第 1 項中「いずれも」を削る。

第 5 条第 2 項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(自転車通行帯)

第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(いずれも自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第8条第1項中「又は第4種の道路」を「(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路(」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(」に改める。

第9条第1項中「いずれも」を削り、「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第10条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加え、同条第2項中「いずれも」を削る。

第29条第3号中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第38条中「第7条」の次に「、第7条の2第3項」を加える。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中（新設又は改築工事の設計に係る契約を締結したものを含む。）の道路については、この条例による改正後の瑞穂町町道における道路構造の技術的基準に関する条例第7条の2並びに第8条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

瑞穂町町道における道路構造の技術的基準に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条及び第2条 略 (車線等)</p> <p>第3条 車道(副道、停車帯、<u>自転車通行帯</u>その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。</p> <p>2から4 略</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道(<u>自転車通行帯を除く。)</u>の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合、又は第31条の規定により車道に狭さく部を設ける場合は、3メートルとすることができる。</p> <p>(車線の分離等)</p> <p>第4条 車線の数4以上である第3種又は第4種の道路(<u>対向車線を設けない道路を除く。)</u>について、安全かつ円滑な交通を確保するために必要がある場合は、往復の方向別に分離するものとする。</p> <p>2から7 略 (副道)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 副道(<u>自転車通行帯を除く。)</u>の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>第6条及び第7条 (<u>自転車通行帯</u>)</p> <p><u>第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)</u>には、<u>車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。</u></p>	<p>第1条及び第2条 略 (車線等)</p> <p>第3条 車道(副道、停車帯_____その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。</p> <p>2から4 略</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道_____の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合、又は第31条の規定により車道に狭さく部を設ける場合は、3メートルとすることができる。</p> <p>(車線の分離等)</p> <p>第4条 車線の数4以上である第3種又は第4種の道路(<u>いずれも対向車線を設けない道路を除く。)</u>について、安全かつ円滑な交通を確保するために必要がある場合は、往復の方向別に分離するものとする。</p> <p>2から7 略 (副道)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 副道_____の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>第6条及び第7条</p>

次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(いずれも自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車道)

第8条 自動車及び自転車の交通量の多い第3種(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(いずれも前項に規定する道路を除

(自転車道)

第8条 自動車及び自転車の交通量の多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(いずれも前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行

く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合は、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3から5 略

(自転車歩行者道)

第9条 自動車の交通量の多い第3種又は第4種の道路(\_\_\_\_自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2から4 略

(歩道)

第10条 歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 第3種又は第4種第4級の道路(\_\_\_\_自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合は、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3から5 略

第11条から第28条 略

(待避所)

第29条 略

を分離する必要がある場合は、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3から5 略

(自転車歩行者道)

第9条 自動車の交通量の多い第3種又は第4種の道路(いずれも自転車道\_\_\_\_)を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2から4 略

(歩道)

第10条 歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道\_\_\_\_を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 第3種又は第4種第4級の道路(いずれも自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合は、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3から5 略

第11条から第28条 略

(待避所)

第29条 略

(1)(2) 略

(3)待避所の長さは、20メートル以上を標準とし、当該待避所を設ける区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、5メートル以上とすること。

第30条から第37条 略

(小区間改築の場合の特例)

第38条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)で、これに隣接する他の区間の道路の構造が第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第7条、第7条の2第3項、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第15条から第21条まで、第22条第3項及び第4項並びに第24条の規定による基準に適合していないため、これらの基準を適用することが適当でないと認められるときは、これらの基準によらないことができる。

2 略

第39条から第41条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中(新設又は改築の工事の設計に係る契約を締結したものを含む。)の道路については、この条例による改正後の瑞穂町町道における道路構造の技術的基準に関する条例第7条の2並びに第8条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1)(2) 略

(3)待避所の長さは、20メートル以上を標準とし、当該待避所を設ける区間の車道\_\_\_\_の幅員は、5メートル以上とすること。

第30条から第37条 略

(小区間改築の場合の特例)

第38条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)で、これに隣接する他の区間の道路の構造が第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第7条\_\_\_\_、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第15条から第21条まで、第22条第3項及び第4項並びに第24条の規定による基準に適合していないため、これらの基準を適用することが適当でないと認められるときは、これらの基準によらないことができる。

2 略

第39条から第41条 略

